

平成26. 4. 1 制定

改正 平成30. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院に、日本発の革新的な医薬品・医療機器の創出等を目的に、国際水準の臨床研究、難病等の医師主導治験及び市販後臨床研究等の中心的役割を担うため、群馬大学医学部附属病院臨床研究中核病院整備事業運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、国際水準の臨床研究等に係る次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 企画・立案・実施に関する事項
- (2) 他の医療機関の支援に関する事項
- (3) 倫理性、科学性、安全性、信頼性の観点から適切かつ透明性の高い倫理審査ができる体制に関する事項
- (4) データの信頼性保証に関する事項
- (5) シーズに関する知的財産の管理及び技術移転に係る事項
- (6) 教育、普及啓発及び広報に関する事項
- (7) その他委員会が必要と認める事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 副病院長
- (3) 臨床試験部長
- (4) 薬剤部長
- (5) 看護部長
- (6) 事務部長
- (7) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 前条第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところ

ろによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、管理運営課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。